

仕 様 書

1 概要

- (1) 需 要 場 所 広島市安佐南区役所佐東出張所ほか1施設（「別紙1」のとおり）
- (2) 業種及び用途 業務用（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等
 - ア 電 気 方 式 交流3相3線式（2施設とも）
 - イ 標 準 電 圧 6, 600V（2施設とも）
 - ウ 標 準 周 波 数 60Hz
 - エ そ の 他 「別紙1」のとおり
- (2) 契約電力、使用予定電力量等
 - ア 契約電力 … 「別紙2」のとおり
 - ※ ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 … 「別紙2」のとおり
 - ※ 1年間（令和3年4月から令和4年3月まで）の使用電力量の見込み
 - ウ 過去2年間の最大需要電力実績及び使用電力量実績 … 「別紙3」のとおり
- (3) 使用期間
 - 令和3年4月1日0:00から令和6年3月31日24:00まで
 - ※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (4) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点
 - 「別紙1」のとおり
- (5) 電力量の検針
 - 自動検針装置 又は 訪問検針
- (6) 検針日
 - 検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
- (7) 事故・災害時における電力の確保
 - 電力供給側の事故や災害により、当該契約施設への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
- (8) その他
 - ア 小売電気事業者が、電気を供給する場合に必要な情報伝達装置にかかる経費は、小売電気事業者の負担とする。
 - イ 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。
 - ウ その他必要な事項については、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。
 - エ 計量器等の更新が必要となる場合は、令和3年4月1日に供給を開始ができるよう、更新を行うこと。